

# 事業化推進助成金交付要綱

## 第1 趣旨

公益財団法人静岡県産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連、ナノセルロースなど、新成長産業分野に関する研究開発成果を活用し、事業化に向けたさらなる研究開発等の取り組みを行う事業（以下「事業化推進助成事業」という。）に対し、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この要綱において「新成長産業」とは、新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連、ナノセルロースなどをいう。
- (2) この要綱において「新エネルギー」とは、太陽・バイオマス・風力・水力・地熱・温度差熱・海洋エネルギーのことをいう。
- (3) この要綱において「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、天然ガス（CNG）自動車等のことをいう。
- (4) この要綱において「ナノセルロース」とは、CNF（セルロースナノファイバー）の製造、CNFを活用した用途の開発又は製品の製造、CNC（セルロースナノクリスタル）の製造、CNCを活用した用途の開発又は製品の製造のことをいう。  
ただし、用途の開発及び製品の製造については、CNF又はCNCを材料として用いることにより、物性や特性などに付加価値が得られるものに限る。

## 第3 助成対象者

県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する企業とする。企業とは以下で規定するものをいう。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定するもの  
（売上高が1,000億円以上かつ従業員が1,000人以上の企業を除く。）
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用共同組合を除く。）
- (4) その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業であるもの

## 第4 助成対象経費

- (1) 原材料費  
直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
- (2) 機械装置購入等経費

- ア 機械装置又は自社で機械装置を製作する場合の工具器具、部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるもの、生産に使用するものは対象から除く。(事業化推進助成事業においては研究開発後の生産に使用することができる。)
- イ 機械装置、工具器具の試作、改良、据付、修繕させた場合に要する経費
- ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費
- (3) 産業財産権関連費
  - ア 産業財産権の譲受や実施権等を使用するために支払われる経費
  - イ 産業財産権の取得に要する経費(特許庁へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。)
- (4) 外注費
  - 原材料等の再加工、製図、調査・分析を外注する際に支払われる経費
- (5) 構築物購入等経費
  - 構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費(構築物は、当該開発等に際し必要不可欠で、プレハブ等簡易なものに限る。)
- (6) 技術コンサルタント料
  - 専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
- (7) 委託費
  - 研究開発、設計等を委託する際に支払われる経費
- (8) 販路開拓費
  - 展示会等への出展やホームページ作成等、販路開拓に要する経費
- (9) その他
  - ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費
  - イ 郵便代、運送代
  - ウ 当該事業遂行に必要な調査研究に支払われる経費
  - エ 事業への用途が特定できる消耗品費

## 第5 助成対象期間

2年以内とする。年度毎に、事業評価及び次年度研究計画の承認を得ること

## 第6 助成率及び助成限度額

第4に掲げる経費の3分の2以内とし、単年度2,000万円、2年度合計3,000万円を限度とする。この場合において1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

## 第7 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書(様式第1号)
  - イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書（様式第3号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

## 第8 交付の決定

理事長は、第7の申請があった場合は、その内容を学識経験者等による審査により、助成金を交付すべきと認めるときは、交付決定するものとする。ただし、交付決定は単年度毎とし、2年計画については、継続申請を行い、初年度の研究開発成果を踏まえた審査により、助成金を交付すべきと認めるときは、交付決定をするものとする。

## 第9 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 助成事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 理事長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という。）に納付させることがあること。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 助成事業の決定、確定等に当たり、助成事業者名、住所、研究開発課題名を公表することを了承すること。
- (7) 助成事業に係る研究開発の内容の発表に関しては、理事長が指示した場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行うものとする。
- (8) 研究開発及び新商品開発の成果あるいは、県公設試験研究機関等との共同研究の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならないこと。
- (9) 事業が完了した日の属する年度の終了後5年間に於いて、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書（様式第4号）により理事長に報告しな

ればならないこと。

- (10) 前条の報告書により、助成事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと理事長が認めた場合には、交付を受けた助成金の全部又は一部に相当する金額を産業財団に納付しなければならないこと。
- (11) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (12) 助成金の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受けられる場合、本助成金は受けられないこと。
- (13) 次に掲げる事項の一に該当する場合は、額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに助成金が交付されているときは、産業財団に返還しなければならないこと。
  - ア 助成事業の中止、廃止及び縮小した場合
  - イ 天変地異その他の事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - ウ 助成金を交付申請書に記載の目的用途以外に使用した場合
  - エ 虚偽の申請及び報告を行った場合
  - オ 確定のための検査を受けることができない場合
  - カ (1)～(12)の各項の条件に反する場合

## 第10 軽微な変更

第9の(1)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 経費の配分の変更
  - 支出科目ごとの経費の額の20%または20万円いずれか高い額以内の変更で、かつ助成金交付決定額に変更が生じない範囲以内。
- (2) 事業内容の変更
  - 助成事業の実施過程で生じた事情の変化によるとすべき方法又は手段の部分的な変更

## 第11 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 事業計画変更承認申請書(様式第5号)
  - イ 変更事項を具体的に説明する図面及び書類
- (2) 提出期限
  - 変更事項が発生した日から起算して15日以内

## 第12 助成事業の遂行状況報告

理事長は、助成事業の円滑及び適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

## 第13 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 実績報告書（様式第6号）
  - イ 事業実績書（様式第7号）
  - ウ 決算収支明細表（様式第8号）
- (2) 提出期限  
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日まで

#### 第14 助成金の額の確定

理事長は、第13の報告を受けたときは、その内容の審査及び現地検査により、助成事業の実績が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定するものとする。

#### 第15 支払い

助成金の支払いは、第14の規定による交付すべき助成金の額を確定した後に、これを行うものとする。ただし、助成金交付の目的を達成するため特に必要があるときは、概算払いを行うことができるものとする。

#### 第16 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
  - 請求書（様式第10号）
- (2) 提出期限  
助成金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内

#### 第17 概算払い

理事長は、必要があると認めるときは、助成事業者の請求により、助成金額の3分の2又は産業財団の指定する期日における支出済額の3分の2のいずれか少ない金額を限度として概算払いをすることができる。

助成事業者は、概算払いにより助成金を請求するときは、第18に規定する書類を理事長に提出しなければならない。

#### 第18 概算払いの請求手続

- (1) 提出書類 各1部
  - 概算払請求書（様式第9号）
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

#### 第19 立入検査等

理事長は、助成事業の適正を期すため必要があると認めるときは、助成事業者に対して報告させ、又は産業財団職員に助成事業者の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類そ

の他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 30 日から施行し、平成 28 年度分の助成金から適用とする。  
平成 29 年 3 月 30 日改正

この要綱は、平成 29 年 3 月 30 日から施行し、平成 29 年度分の助成金から適用とする。

様式第1号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

## 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 櫻井 透 様

所 在 地  
名 称  
代 表 者  
連絡担当者職氏名  
T E L  
F A X  
e - m a i l  
印

平成 年度において事業化推進助成事業を実施したいので、事業化推進助成金交付要  
綱第7の規定に基づき、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払いされるよう併せて申請します。

- 1 研究開発課題名
- 2 研究分野
- 3 事業費 円
- 4 交付申請額 円
- 5 概算払申請額 円

### 【理由】

- 6 完了予定年月日 平成 年 月 日

## 事業計画書

### 1 申請者の概要

創業		業種	
資本金		主要製品 (加工内容)	
従業員			
経営的 技術的 特徴			
	年 月	年 月	年 月
売上高	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円

### 2 研究開発の目的

--

### 3 研究開発の内容

(1) 目標とする技術開発(数値目標)、開発する製品の説明

2年計画の場合は、各年度の目標を記載すること。
-------------------------



(2) 新規性(従来技術・製品との比較)

--

(3) 優位性(従来技術・製品との比較)

--

(4) 進捗状況および研究課題とその解決方法

--

(5) 連携体制とその内容

--

(6) スケジュール

研究開発項目	期 間	概 要	連携機関
<初年度目>			
<2年度目>			

#### 4 事業化

##### (1) 生産体制

--

##### (2) 販売体制

--

##### (3) 市場規模

--

##### (4) 売上目標(販売価格、数量、市場占有率)

--

5 その他

(1) 研究開発主任担当者

氏名	職務上の地位	経歴(詳しく記入)

(2) 主任以外の研究開発担当者

氏名	職務上の地位	本研究開発での担当分野

(3) 経理担当者

氏名	社内における地位

(4) 研究実施場所

実施場所	社外の場合はその理由

(5) 特許・実用新案の現状(今回の研究開発課題に関するもの)

名称	特許権の有無	発明、考案者名

(6) その他の特記事項(ISO9000、ISO14000 シリーズ認定取得状況等)

--

## 収 支 予 算 書

(1) 総括収支予算表 (当該年度分のみ)

収 入

科 目	金 額
産業財団助成金	
自 己 資 金	
借 入 金	
そ の 他	
合 計	

支 出

科 目	金 額
原 材 料 費	
機械装置購入等経費	
産業財産権関連費	
外 注 費	
構築物購入等経費	
技術コンサルタント料	
委 託 費	
販 路 開 拓 費	
そ の 他	
合 計	

(2) 科目別支出予算内訳 (当該年度分のみ)

① 原材料費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 機械装置購入等経費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

③ 産業財産権関連費

項 目	仕 様	金 額(円)	内 容
計			

## ④ 外注費

項目	内容	金額(円)	外注先
計			

## ⑤ 構築物購入等経費

項目	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	使用目的
計					

## ⑥ 技術コンサルタント料

項目	内容	金額(円)	依頼先
計			

## ⑦ 委託費

項目	内容	金額(円)	委託先
計			

## ⑧ 販路開拓費

項目	内容	金額(円)	備考
計			

## ⑨ その他

項目	仕様	金額(円)	購入先	内容
計				

## (3) 年度別研究開発費 (2年度に亘る申請案件のみ)

(単位：千円)

	第 1 年 度			第 2 年 度		
	金 額	主な購入品目	備考	金 額	主な購入品目	備考
原材料費						
小 計						
機械装置 購入等経費						
小 計						
産業財産権 関連費						
小 計						
外注費						
小 計						
構築物費						
小 計						
技術コンサル タント料						
小 計						
委託費						
小 計						
販路開拓費						
小 計						
その他						
小 計						
合 計						

様式第4号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

## 成果報告書

平成 年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 櫻井 透 様

所在地  
名称  
代表者  
連絡担当者職氏名  
T E L  
F A X  
e-mail  
印

平成 年度に実施した事業化推進助成事業に関する平成 年度分の成果状況を次のとおり報告します。

1 研究開発課題名

2 成果状況

(該当する項目に○を付し、別紙に具体的内容及び理由を記入)

ア 製品化した

イ 開発を継続中である

ウ 開発を中断する

エ 展示会・講演会・新聞等で発表する

オ 特許・実用新案等を出願・取得する

カ その他





様式第5号 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

## 事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 櫻井 透 様

所在地  
名称  
代表者 印

平成 年 月 日付け静産財第 号により助成金交付の決定を受けた事業化推進助成事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 研究開発課題名
- 2 計画の変更内容
- 3 計画の変更理由

(注) 変更内容は、事業計画書のどの部分をどのように変更するか簡潔に、かつ新旧を対照させて記載すること。

(参考様式：様式第5号に別紙として添付する場合)

I 変更

当 初 計 画	変 更 計 画	変 更 する 理 由

II 経費の変更

単位：円

科 目	品名・項目	当 初 計 画		変 更 計 画		備 考
		数 量	金 額	数 量	金 額	

\*総括収支予算対比

支 出

単位：円、%

科 目	変 更 前	変 更 後	変 更 比率
合 計			

収 入

単位：円

科 目	変 更 前	変 更 後
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
財 団 助 成 金		
合 計		

(注) 変更比率は変更後金額と変更前金額の差を変更前金額で除して算出すること。

様式第6号 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

## 実 績 報 告 書

平成 年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 櫻井 透 様

所 在 地  
名 称  
代 表 者

印

平成 年 月 日付け静産財第 号により助成金交付の決定を受けた事業化推進助成  
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 研究開発課題名

2 提出書類

- (1) 事業実績書 (様式第7号)
- (2) 決算収支明細表 (様式第3号)

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

## 事業実績書

1 研究開発の目的

2 研究開発の成果 (要約)

3 事業化における残課題と解決方法

残課題	解決方法	期間

4 研究開発の結果 (詳細)

## 決算収支明細表

(1)総括収支決算表

収 入

科 目	金 額
産業財団助成金	
自 己 資 金	
借 入 金	
そ の 他	
合 計	

支 出

科 目	金 額
原 材 料 費	
機械装置購入等経費	
産業財産権関連費	
外 注 費	
構築物購入等経費	
技術コンサルタント料	
委 託 費	
販 路 開 拓 費	
そ の 他	
合 計	

(2)科目別支出予算内訳

① 原材料費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

② 機械装置購入等経費

項 目	仕 様	数 量	単価(円)	金 額(円)	備 考
計					

③ 産業財産権関連費

項 目	仕 様	金 額(円)	内 容
計			

## ④ 外注費

項目	内容	金額(円)	外注先
計			

## ⑤ 構築物購入等経費

項目	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	使用目的
計					

## ⑥ 技術コンサルタント料

項目	内容	金額(円)	依頼先
計			

## ⑦ 委託費

項目	内容	金額(円)	委託先
計			

## ⑧ 販路開拓費

項目	内容	金額(円)	備考
計			

## ⑨ その他

項目	仕様	金額(円)	購入先	内容
計				

概算払請求書

金

円也

ただし、平成 年 月 日付け静産財第 号により助成金交付の決定を受けた事業  
化推進助成事業として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 櫻井 透 様

所在地  
名称  
代表者

印

口座振込先金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
ふりがな  
口座名義



様式第10号 (用紙 日本工業規格A4 縦型)

請 求 書

金 円也

ただし、平成 年 月 日付け静産財第 号により助成金交付の確定を受けた事業  
化推進助成事業として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 櫻 井 透 様

所在地  
名 称  
代表者

印

口座振込先金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
ふりがな  
口座名義